

船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）策定庁内プロジェクト委員会設置要綱
（設置）

第1条 船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）（以下「計画」という。）の策定に当たり、必要な事項を検討するため、船橋市教育振興基本計画（後期基本計画）策定庁内プロジェクト委員会（以下「庁内プロジェクト委員会」という。）を置く。

（検討事項）

第2条 庁内プロジェクト委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 船橋市の教育施策の現状分析に関すること。
- (2) 計画の基本方針及び施策の体系に関すること。
- (3) 計画の原案作成と全体調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要なこと。

（委員）

第3条 委員は、次の表に掲げる者をもって充てる。ただし、対象者が複数存在する場合は、課等の長（基幹公民館にあっては、中央公民館長）が指名した者をもって充てる。

管理部	教育総務課課長補佐 施設課課長補佐
学校教育部	学務課課長補佐 指導課課長補佐 保健体育課課長補佐 児童・生徒防犯安全対策室長 総合教育センター副所長 教育支援室長 市立高等学校事務長
生涯学習部	社会教育課課長補佐 文化課課長補佐 青少年課課長補佐 生涯スポーツ課課長補佐 基幹公民館館長補佐 西図書館館長補佐 市民文化ホール館長補佐 郷土資料館館長補佐 青少年センター 所長補佐

（任期）

第4条 庁内プロジェクト委員会は、計画が策定されたときは解散する。

（委員長）

第5条 庁内プロジェクト委員会に委員長を置き、管理部教育総務課課長補佐をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、庁内プロジェクト委員会の会議を招集し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職を代理する。

(意見等の聴取)

第6条 庁内プロジェクト委員会は、必要があると認めるときは、関係者に、意見又は説明を聴くこと並びに資料の提出を求めることができる。

(作業部会の設置)

第7条 庁内プロジェクト委員会は、第2条に規定する事項について詳細な検討をするため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、委員長が指名し、又は委員が推薦する職員をもって組織する。

3 作業部会は、庁内プロジェクト委員会の指示に従い、計画に関する資料の収集や調査研究を行い、その結果を庁内プロジェクト委員会に報告する。

4 前条の規定は、作業部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 庁内プロジェクト委員会の庶務は、管理部教育総務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、庁内プロジェクト委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。